



本来なら、今頃は東京オリンピックが閉幕し、馬事公苑でパラリンピック馬術競技が始まっているはずでした。新型コロナウイルスは密やかにやってきて、サーッと世界中にみえないじゅうたんを敷くように広がり、まだまだ収束とはいかないようです。想定外のコロナに翻弄されながらも、ほかの災厄がなくなったわけではありません。気候変動による大型台風、猛暑や大雨、ゲリラ豪雨、海洋汚染や食糧危機といった難題は居残っています。

忘れた頃にやってくるといわれる災害への注意も必要です。昨年に引き続き災害、とりわけ水害を意識して、廃棄物との関連で特集します。

## 特集 「災害廃棄物」

昨年10月発行の本紙第9号で「温暖化と台風」を特集しました。このとき、世田谷区は台風19号の影響で、多摩川流域の地域が水害に見舞われた直後でした。

今年も熊本などで、甚大な水害が早くも発生し、東京地方でも大雨が降りました。いよいよ心配な季節が戻ってきたと、昨年の経験が思い出されます。

昨年第9号から復習の意味で、一部を再掲します。

今後の予測（主に IPCC「世界気候変動に関する政府間パネル」第5次評価報告書より）



### 【日本】

- ① 日本の気温上昇の割合は、世界平均を上回り、21世紀末には最大5.4℃の上昇という予測もある。高緯度の地域ほど上昇が大きいと見込まれている。
- ② 真夏日・猛暑日の増加。
- ③ 大雨（日降水量1,000mm以上）・強い雨（1時間降水量50mm以上）の増加。しかしながら、降水日数自体は減少傾向。
- ④ 降雪地域は減少するものの、内陸部では大雪が増加する可能性も。

### 【そのほかの影響】

湧水リスクの増加、水質変化の可能性（地下水への塩水の浸入など）、大雨災害の深刻化（河川氾濫による洪水の確率が最大4.4倍との予測、土砂の深層崩壊など）、高波・高潮リスクの増加、農産物への影響（品質低下、農業害虫の分布域の拡大など）、水産物への影響（漁場・漁期の変化、藻場の減少など）、健康面への影響（感染症媒介蚊の生息域の拡大、熱中症の増加など）



## 1 災害廃棄物に関する廃棄物処理法の改正（平成27年8月6日施行）

「都道府県廃棄物処理計画」に非常災害時についての事項を追加することを主な内容として、災害対策基本法の改正と同時に改正

### 【廃棄物処理法 改正内容】

- ① 都道府県廃棄物処理計画に非常災害時についての規定事項を追加すること
- ② 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置に関する特例（審査期間の省略）
  - ・市町村が設置する際は事前協議により可能
  - ・市町村から委託を受けた場合は届出のみで可能
  - ・同種の性状の産廃を処理している施設の場合の届出は事後でも可能
- ③ 非常災害時、市町村による一般廃棄物の処理委託に関しては再委託が可能
  - \*「非常災害」に該当するか否かは市町村の判断によります。また、委託者から再委託を受ける者も相当の経験があればよく、許可は不要。

そのほか、災害対策基本法では、①環境大臣が当該災害により生じる廃棄物処理に関する基本的指針を定めて公表すること、②市町村からの要請によって、環境大臣が処理を代行できることが新たに規定されました。

### 災害廃棄物

平時の廃棄物を除く、自然災害によって生じた一般廃棄物で、災害廃棄物に該当するかどうかは区市町村又は都道府県が判断します。廃棄物処理法に則り区市町村が収集・運搬し、適正に処理を行う必要があります。困難な場合は都道府県への委託や国の代行も可能です。

（令和2年5月「環境省災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きについて」説明会資料より）



## 2 東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）

### 【目的】

- ① 非常災害時の処理体制の確保
- ② 早期の復旧・復興と事後の都市機能の継続維持
- ③ あらかじめの想定による発災直後の混乱の軽減
- ④ 区市町村の参考のため



「世田谷区内の粗大ゴミ臨時中継所にて（昨年台風 19 号直後）」

### 【事業者の役割】

「事業者は、事業場から排出される廃棄物の処理を行うとともに、都及び区市町村が実施する災害廃棄物処理に協力する必要がある。」とされ、日ごろから**事業継続計画**を策定することなども求められています。

### 【対象となる災害廃棄物】

#### ① 生活系の廃棄物

避難所からのごみ（し尿を含む）や一部損壊した家屋の家財道具（片付ごみ）や解体撤去で発生する廃棄物（解体廃棄物）のほか、被災した住民の排出する生活ごみが対象になります。（通常生活で排出される生活ごみは除きます。）

#### ② 事業系の廃棄物

被災した事業場からの廃棄物は対象ですが、事業活動に伴う一般廃棄物と産業廃棄物は除きます。

※東京都担当課に確認したところ、製造中に発生した端材などは災害廃棄物に該当しないが、水没して廃棄せざるを得なくなった製品などは対象になるとの説明でした。

### 世田谷区災害廃棄物処理計画

（令和 2 年 6 月）

地震、水害等による災害廃棄物の発生量を想定し、対策本部の設置や協力体制の構築、廃棄物の仮置場等について取り決めていきます。

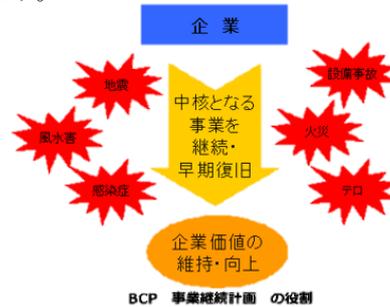
区のHPでご覧いただけます。

### BCP（事業継続計画）って？ Business Continuity Plan

自然災害等の緊急事態に遭遇した際に、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図るための計画を平常時に策定しておくことは、企業価値の維持や向上のために重要です。

インターネットではひな型なども検索することができます。  
ポイントとして、次の点が強調されています。

- ① 中核をなす重要な事業を特定しておく。
- ② その事業の復旧に要する目標時間を決めておく。
- ③ 緊急時に提供できるサービスのレベルを顧客と予め協議しておく。
- ④ 事業拠点や仕入品調達等の代替策を用意しておく。
- ⑤ 全ての従業員と事業継続についてのコミュニケーションを図っておく。



\* 中小企業 BCP 策定運用指針より（中小企業庁）

## NEWS

### 1 世田谷区の「洪水ハザードマップ（全区版）」が改訂されます。

（多摩川版）は大きな変更はありませんが、（全区版）は名称も「**洪水・内水氾濫ハザードマップ**」と改称し、暫定版として区ホームページに掲載されています。（全区版）は**9月中に完成版**が全戸配布される予定ですが、都が公表した浸水予想区域図等をもとに、内水氾濫や中小河川の洪水が発生した場合の、浸水予想区域や浸水の深さなどを示しています。また、新たに水害時避難場所を約 20 か所表示していますが、避難所は「3密」になるため、上層階への垂直避難や区外の親戚宅への避難なども検討してほしいと求めています。

### 2 半壊住宅の解体費用にも国が 9 割超を補助

小泉環境相が 7 月 21 日の記者会見で、「特定非常災害」に指定された場合、所有者が望めば、現状では認められていない半壊家屋も対象とすることを表明したと報道されました。解体は区市町村が業者に委託するなどして行い、費用の 9 割超を国が補助金で賄い、残りを区市町村が負担するため、所有者の持ち出しは生じない制度とされています。

### 編集後記

頻繁な災害と私たちの化石燃料に頼った生活がつながっていることは、疑いようがありません。加えて、いまはコロナ禍。ある有識者の方がおっしゃっていました。「2030 年の地球や世界のことが忘れられている。人間がコロナウィルスでばたばたしている間も、気候危機は進行している。」と。（第 16 号担当） 青山・伊東・小笠原